鈴鹿支部からのお知らせ

鈴鹿市土木総務課からのお願い

開発行為、道路位置指定道路、道路寄附申請等で道路用地として帰属、寄附を行うときの境界標の設置については、原則コンクリート杭を設置してください。

コンクリート杭が埋設できるのに、道路側溝等側から金属標、金属鋲、刻印等がされている場合は受け取りはしません。

境界標を設置する前に、土木総務課の境界確認時の担当者と協議してください。